

こども大綱への意見書

今般の「中間整理」について、基本政策部会委員から度々指摘がありながら、「宗教2世」に関する内容がほとんど含まれなかったのは大変遺憾であり、速やかな見直しを求める。

宗教2世問題の要旨は、こどもに対し宗教団体とその信者、及び保護者が一体となって、社会的相当性を逸脱した価値観を正しいものとして受け入れるよう継続的に求めたり信じ込ませたりし、自由意思を否定し、教祖や宗教団体に絶対の忠誠を尽くし、人生そのものを捧げることが他の何よりも優先され最善の生き方であると誕生直後から刷り込むだけでなく、社会的相当性を逸脱した価値観に従い、宗教活動等への参加の強制、継続的な宗教活動等への従事、高額献金等により、こどもらしい日常と生活を搾取し、こどもの養育の基本となる家庭とその経済的基盤を崩壊させ、趣味・交友・恋愛・部活・就学・就労等、あらゆる人生選択や自立に向けた行動を制限・妨害する他、時に医療ネグレクト等によりこどもの心身の健康、安全・安心を脅かす重大な人権侵害である。

社会的相当性を逸脱した固定観念や価値観を押し付けられ、自由で多様な選択を排除され、個性や多様性を徹底的に否定され、尊厳を軽んじられ、自分らしくではなく宗教団体の信者として相応しい姿勢を強く求められ、希望や意欲に応じてのびのびとチャレンジすること自体が悪いことであると否定され、遊びや学び、体験を制限され、自分の意見を持たないよう日常的に教育され、意見表明の機会すら与えられず、社会への参画を閉ざされ、貧困に陥り、時に心身の健康、安全・安心すら取り上げられ、自らの将来に夢も希望も全く持つことができなくなったこどもを数え切れないほど生み出してきた宗教2世問題は、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」と相反する価値観・事象の集合体であり、こども大綱においてその救済・支援・防止等について明記する必要性が明確な問題である。

宗教2世問題がもたらすこどもの人格形成への悪影響は計り知れず、宗教団体とその信者、及び保護者に人生設計を根底から破壊され、その後の人生に不可逆的な悪影響を及ぼされた宗教2世の被害は筆舌に尽くしがたい。被害の回復には往々にして長い時間と労力を要するが、交友関係が近い家族や宗教団体の信者に限られてきたことから、家族や周囲のサポートは期待できず、安全・安心が保障された住居、心の治療やカウンセリング、自立に向けた訓練やサポート、保証人の問題の解消等、必要な支援の全てが不足しているだけでなく、そのような支援を探し出しアクセスする余裕がない宗教2世も珍しくない。

宗教2世問題を多数生み出す宗教団体の価値観は、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」を真っ向から否定するものであるが、そうした宗教団体とその信者、及び保護者が一体となって行うこどもの福祉を害する行為、権利侵害、搾取、時に命を奪う蛮行を横目に、国はじめ社会全体がこどもの SOS に向き合うことなく 30 年以上放置してきた歴史的経緯があり、国には今度こそ宗教2世を見捨てることなく、責任を持って問題を解決するとの決

意を示す責任がある。

この責任を国が放棄することは、当事者として断じて受け入れられない。

1980年代から90年代にかけて、旧統一教会による霊感商法が社会問題化し、国会でも議論が交わされ、その後も旧統一教会の責任を認める判例が積み上げられたにも関わらず、霊感商法や高額献金が招く家庭とその経済的基盤の崩壊の悪影響を最も受けるこども達に目が向けられることはなかった。今なお霊感商法や高額献金により無年金・無貯金となった高齢の父母を経済的に支えながら、父母が作った借金、自らの奨学金の返済に追われる宗教2世の存在は、当時の全ての関係者の想像力の欠如を示すものである。

1985年の川崎市においては、小学生の男児が交通事故により救急搬送されるも、エホバの証人の信者であった両親が輸血を拒否し、こどもを死に至らしめた。このような死亡事例を持ち出すまでもなく、エホバの証人のこども達は学校生活における様々な制限を自ら教職員等に申告し、布教活動においてはこどもに似つかわしくない正装姿で街中を連れ回され、その姿を社会は何十年も視界にとらえてきたのであり、宗教2世の苦しみを知らなかったなどとは口が裂けても言えるはずがない。

1995年にはオウム真理教による地下鉄サリン事件が発生し、オウム真理教の施設にいた100人以上のこどもが全国各地の児童相談所に一時保護され、国は全国各地の児童相談所の関係者を招いた連絡会を設置する等、宗教2世問題を明確に把握する立場にあった。その後、宗教団体から離脱した者への精神医学的・心理的支援の在り方を整理した貴重な研究成果・提言が関係省庁において共有されたものの、その経験や知見が宗教2世の救済等へ生かされることが一切なかったのは、宗教2世問題の現状からして明らかである。

これは、日本国憲法及びこどもの権利条約に基づき国が当然に有する責任を放棄し、宗教団体とその信者、及び保護者が一体となって行うこどもの福祉を害する行為、権利侵害、搾取、時に命を奪う蛮行の被害者、すなわち宗教2世を切り捨て続けた歴史の一端であり、決して目を背けてよいものではない。

そのうえで「中間整理」を基に、こども大綱に盛り込むべき項目等について下記の通り意見する。なお「1、2、3、4、6、8、10、11、16、18」は必須とし、特に、「10、11」は絶対に譲れないものとする。その他は、こどもまんなか実行計画に盛り込むことも可とする。

1. 「こども基本法の施行、こども大綱の策定」の「心身の状況、置かれている環境等」を「心身の状況、保護者の思想信条、置かれている環境等」にする。「こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」」においても同様。
 - ・保護者が社会的相当性を逸脱する価値観を有し、当該価値観を有する宗教団体やその信者と一体となって、当該価値観に従ってこどもを虐待・搾取等したりすることから、

保護者の思想信条にかかわらず、こどもの権利の擁護を図り、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指す姿勢を明記するため。

2. 「こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の「経済的搾取」を「あらゆる搾取」にする。「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」においても同様。

・宗教2世問題においては、宗教団体とその信者、及び保護者が一体となって、こどもを継続的に宗教活動等に従事させることがあり、例えば、一日数時間にわたって戸々に訪問して宗教団体の発行する書籍等を配布する布教活動に繰り返しこどもを参加させたり、宗教団体の施設の保守管理や清掃にこどもを参加させたりする等、外形的には児童労働とそん色がないにもかかわらず、こどもへの報酬が発生していないこと等を事由に法的規制から逃れることで、宗教団体が組織的にこどもを使役している実態がある。このような行為はこどもの搾取に他ならず、これまで問題視されてこなかった形態の搾取を含め、あらゆる搾取からこどもを守る姿勢を明記するため。

3. 「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」の「乳幼児期から生まれながらに」を「誕生前から」にする。

・宗教2世問題においては、妊婦自身、医師が必要と判断した医療行為を拒否し、出産時の出血多量等を原因に母子ともに死亡する事案が発生したことから、胎児であっても権利の主体であり、生きる権利を有するとの認識を明記するため。

4. 「ライフステージに縦断的な重要事項」に、こどもの権利擁護に関する強力な権限を有する第三者機関の設置に関する項目を追加する。

・現行では「権利の主体であることへの理解促進、周知徹底」に留まり、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」を真っ向から否定する価値観を有し、信者及び保護者が一体となって行うこどもの福祉を害する行為、権利侵害、搾取、時に命を奪う蛮行(※1)を実行・推奨・隠ぺいする宗教団体への抑止力には到底なり得ないことから、こどもの福祉や安全と権利に関し、具体的なこどもの訴え等だけでなく、第三者からの情報提供等に基づき、官民を問わず聖域なく調査・勧告・指示等、及び調査・勧告・指示等に従わない団体の団体名公表、団体への行政罰・刑事罰を可能とする強力な権限を有する第三者機関を設置するため。

・こども家庭審議会では、権利侵害を救済する機関の設置について、「地方分権を旨とする我が国では、地方公共団体が取り組むべきことである」旨の発言がこども家庭庁よりなされたが、信者及び保護者が一体となって行うこどもの福祉を害する行為、権利侵害、搾取、時に命を奪う蛮行を実行・推奨・隠ぺいする全国規模の宗教団体を相手に、何ら宗教団体への強制力を持たない地方自治体の設置した権利救済機関は無力であり、宗教2世の権利救済に向けては、強力な権限を有し、全国の事案に対応する第三者機関の設置が必須である。

・宗教2世問題においては、子ども自身がその被害について自覚していないだけでなく、子どもが相談機関と繋がる機会を制限されている場合も十分に想定されることから、具体的な子どもの訴え等だけでなく、信者及び保護者が一体となって行う子どもの福祉を害する行為、権利侵害、搾取、時に命を奪う蛮行に関する第三者からの情報提供等に基づき、第三者機関が自発的に調査・勧告・指示等を行う必要があり、具体的な子どもの訴え等に基づいて行動するこれまでの発想の権利救済機関では、十分な権利の救済が図られない。

※1 子どもの福祉を害する行為、権利侵害、搾取、時に命を奪う蛮行には、社会的相当性を逸脱した価値観（性的な行為について決定すること、自由に恋愛すること、自立について選択すること、自由に信教を選択することの否定等、子どもの自己決定権を含む基本的人権を否定する価値観、死後の世界のために宗教団体の示す義務（宗教活動等への従事や戒律の遵守、献金等）を履行しなければならない、近いうちに世界は滅び宗教団体の信者のみが生き残る、信者以外は敵である、医師が必要と判断した医療行為を拒否して死亡しても復活する、医師が必要と判断した医療行為を拒否しても代替手段があるため問題ない、悪霊や先祖の因縁によるものであるから医学では病気は治せない等、子どもがそれを正しいものとして信じ込んだ場合、子どもの心身の健康、安全・安心を脅かす情報等を含む）を正しいものとして受け入れるよう継続的に求めたり信じ込ませたりし、（※2）、自由意思を否定し、教祖や宗教団体に絶対の忠誠を尽くし、人生そのものを捧げることが他の何よりも優先され最善の生き方であると誕生直後から刷り込む行為、社会的相当性を逸脱した価値観に従い、宗教活動等への参加の強制、継続的な宗教活動等への従事、高額献金等により、こどもらしい日常と生活を搾取し、子どもの養育の基本となる家庭とその経済的基盤を崩壊させる行為、趣味・交友・恋愛・部活・就学・就労等、あらゆる人生選択や自立に向けた行動を制限・妨害する行為（※3）の他、時に医療ネグレクト等（※4）により子どもの心身の健康、安全・安心を脅かす行為を含む。

※2 社会的相当性を逸脱した価値観を正しいものとして受け入れるよう継続的に求めたり信じ込ませたりする行為には、暴力・暴言・拒否的な態度の継続等のみならず、日常的に保護者が正しいものとして教え込む行為、継続的に宗教団体の集会等に出席させ、宗教団体の信者の説法等を通して教え込む行為、信者が大声で叫んだり泣いたりする異様な雰囲気、一体感を感じる雰囲気の宗教団体の儀式等に参加させる行為、又は異様な雰囲気、一体感を感じる雰囲気のなかで正常な判断を困難としたうえで、子どもに信仰を求める行為を含む。

※3 あらゆる人生選択や自立に向けた行動を制限・妨害する行為には、暴力・暴言・拒否的な態度の継続等のみならず、社会的相当性を逸脱した価値観を受け入れるよう継続的に求めたり信じ込ませたりしたうえで、何らかの選択をする／しないよう子どもに求める行為や、宗教団体の信者が戒律を破った際に、保護者・家族を含む宗教団体

の信者から継続的に拒否的な態度を取られる制度をこどもにも適用する行為を含む。

※4 医療ネグレクト等には、保護者がこどもに代わって医師が必要と判断した医療行為を拒否する行為のみならず、社会的相当性を逸脱した価値観（こどもがそれを正しいものとして信じ込んだ場合、こどもの心身の健康、安全・安心を脅かす情報等を含む）を受け入れるよう継続的に求めたり信じ込ませたりする行為や、医師が必要と判断した医療行為を拒否するようこどもに求める行為や、宗教団体の信者が戒律を破った際に、宗教団体の信者から継続的に拒否的な態度を取られる制度をこどもにも適用する行為等、こどもに有形無形の圧力をかける行為を含む。

5. 「こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供」に、保護者の思想信条や虐待等により医師が必要と判断する医療やワクチンの接種等を受けられないこどもへ、確実に必要な医療やワクチン接種等が届けられる体制の構築に関する項目を追加する。

- ・現行では妊婦への支援等に留まり、保護者の思想信条により医師が必要と判断した医療行為やワクチン接種等を受けられないこどもが置き去りにされていることから、全てのこどもへ確実に必要な医療やワクチン接種等が届けられる体制を構築するため。

- ・なお、こどもに対し宗教団体とその信者、及び保護者が一体となって、社会的相当性を逸脱した価値観（こどもがそれを正しいものとして信じ込んだ場合、こどもの心身の健康、安全・安心を脅かす情報等を含む）を受け入れるよう継続的に求めたり信じ込ませたりすること、必要な医療の提供を拒否するようこどもに有形無形の圧力をかけること、保護者の思想信条により医療機関がこどもへの医療の提供を拒否し転院させる・成人するまで医療の提供を延期する等の対応を取り、こどもへ必要な医療が提供されない事案が発生していること、妊婦自身、医師が必要と判断した医療行為を拒否し、出産時の出血多量等を原因に母子ともに死亡する事案が発生していることに留意すること。

6. 「こどもの貧困対策」に、保護者の思想信条や虐待等により、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦することを制限・妨害されるこどもへの支援体制の構築、また制限・妨害により夢に挑戦することが叶わなかった者への学び直しの機会の確保に関する項目を追加する。

- ・現行では、「成人期への移行期に親からのネグレクト等により必要な援助が受けられず困難な状況にある学生等の若者にも目配りする。」とあるが、「目配り」という表現では困難な状況にあるこどもへの具体的な支援が期待できず、保護者の思想信条や虐待等により、例えば大学への進学や奨学金の確保に関する保護者・家族の同意が必要な書類への署名や緊急連絡先の記入等の手続を拒否する、世帯の経済的状況等に鑑みて進学が可能であるにもかかわらず経済的な援助を拒否する、学費等の必要経費に充てる金銭を得るためのアルバイトを認めない、大学進学等に伴い一人暮らしすることを認めない、住居の確保に関する保証人になることを拒否する、保護者・家族の同意が必要な書類への署名や緊急連絡先の記入等の手続を拒否する等により、就労・就学等を制

限・妨害されるこどもが置き去りにされていることから、保護者の思想信条や虐待等により、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦することを制限・妨害されるこどもへの支援体制を構築するため。

・保護者の思想信条や虐待等による制限・妨害により夢に挑戦することが叶わなかった者への学び直しの機会の確保を図るため。

7. 「障害児支援・医療的ケア児への支援」に、保護者の不安等につけ込み、社会的相当性を逸脱した価値観を正しいものとして信じ込ませる宗教団体が存在することへの注意喚起に関する項目を追加する。

・現行では保護者への支援に関する記載がほとんどなく、保護者の不安等につけ込み、社会的相当性を逸脱した価値観を正しいものとして信じ込ませる宗教団体が存在し、家庭の崩壊等を招くことへの防止策が全くとられていないことから、保護者の不安等につけ込み、社会的相当性を逸脱した価値観を正しいものとして信じ込ませる宗教団体が存在することへの注意喚起を図るため。

8. 「児童虐待防止対策等の更なる強化」に、宗教2世をはじめとした、虐待等により家庭から孤立した状態のこどもが緊急に避難し、安全に過ごせるシェルター等の速やかな全国整備に向けた取り組みについて明記するだけでなく、法的制約等からこどもの保護において様々な困難がある民間シェルター等への十分な法的支援・財政支援を行う旨を明記する。

・現行では、「虐待等により家庭から孤立した状態のこども・若者が、そのニーズに合わせて必要な支援を受けられるよう取り組む。」とあるが、一時保護への抵抗感等から、「ト一横」等で過ごす、家出以外に自立する手段が想定できない等、非常に困難な状況にあるこどもが存在することからすれば、具体的な支援についての記載が乏しく、「児童虐待防止対策部会」意見書において、「こども・若者が家にいることができないときに安全に過ごせる場所」が求められていることからして、虐待等により家庭から孤立した状態のこどもが緊急に避難し、安全に過ごせるシェルター等の速やかな全国整備に向けて取り組むため。

・虐待等により家庭から孤立した状態のこどもが緊急に避難し、安全に過ごせるシェルター等の速やかな全国整備に向けては、民間団体の設置する民間シェルター等の設置を推進する必要があるが、法的制約等からこどもの保護において様々な困難があり、設置が進んでいないのが実態であり、民間シェルター等への十分な法的支援・財政支援を行うため。

9. 「児童虐待防止対策等の更なる強化」に、一時保護されたこどもが、長期にわたって就学の権利を制限されることは、その後の人生に深刻な悪影響を及ぼすことから、一時保護した全てのこどもの就学の機会が確保されるよう、環境整備の推進等に関する項目を追加する。

・一時保護はこどもにとって不安や負担が大きいものであるが、特に長期にわたって通

学が困難となる場合、高校を中退せざるを得ない状況に追い込まれる等、その後の人生に不可逆的な悪影響を及ぼしかねないことから、一時保護した全てのこどもの就学機会の確保を図るため。

10. 「児童虐待防止対策等と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援」に、宗教2世への支援等に関する項目を追加し、宗教2世問題が人格形成へ深刻な悪影響を与え、人生設計を根底から破壊し、その後の人生に不可逆的な悪影響を及ぼす重大な人権侵害である旨を明記し、そのうえで、宗教2世が安全に宗教団体やその信者、及び保護者から離れ、法的支援、心理専門家によるカウンセリング等の精神的支援、虐待や生活困窮問題の解決に向けた、就労や進学を含む自立に関する支援等を一体的・迅速に提供する支援体制の構築、成人した宗教2世を中心に、同様の支援や、学び直しの支援、社会参画に関する悩み等への支援を提供する支援体制の構築について明記する。

・「消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案」及び「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案」に対する国会における附帯決議では、政府は、両法律の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきであるとして、「親族間の問題、心の悩み、宗教二世を含むこどもが抱える問題等の解決に向け、法的支援にとどまらず、心理専門家によるカウンセリング等の精神的支援、児童虐待や生活困窮問題の解決に向けた支援等を一体的・迅速に提供するなどの支援体制を構築すること。成人した宗教二世についても、親子間の葛藤や心の悩み、就職等も含め社会参画の困難性を抱えていることから、同様の支援や、就労の支援等の支援体制を構築すること。」と明記されており、宗教2世への支援を一体的・迅速に提供する支援体制の構築は国に課せられた責務であるものの、現状においては、法テラスの靈感商法等対応ダイヤルにおいて連携機関等の相談窓口を案内する程度の支援に留まっており、それすら、宗教2世問題の専用窓口として設置されたものではないことから、宗教2世への支援を一体的・迅速に提供する支援体制を構築するため。

・なお、日本弁護士連合会の「子どもの権利条約に基づくこども大綱の策定を求める意見書」では、「子どもの成長発達を等しく保障するために、様々な環境下で育つ子どもの生活実態を把握しつつ、子育て支援にとどまらない子どもを中心に据えたこども施策を行うこと。特に、虐待を受けた子ども、社会的養護の下で暮らす子ども、宗教等二世の子どもなどにも十分な支援が届くように特段の配慮がなされること。」と明記されていることに留意すること。

11. 「児童虐待防止対策等と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援」に、宗教2世問題の防止等に関する項目を追加し、信者及び保護者が一体となって行うこどもの福祉を害する行為、権利侵害、搾取、時に命を奪う蛮行を規制する制度の導入に向けた取り組みにいて明記する。

・宗教2世問題の根本的な防止に向けては、信者及び保護者が一体となって行うこどもの福祉を害する行為、権利侵害、搾取、時に命を奪う蛮行を規制する法制度や体制の構

築が必須であることから、宗教2世問題の根本的な防止に向けて取り組むため。

・信者及び保護者が一体となって行うこどもの福祉を害する行為、権利侵害、搾取、時に命を奪う蛮行の詳細については、「5の※1～4」を参照。

- 1 2. 「こども・若者の自殺対策」に、宗教2世の精神疾患・自殺について、他の一般的な数値と比較した際の発生率や、宗教団体における、周囲の信者が自殺した際のこどもの心のケアに関する体制等について実態調査し、宗教2世の精神疾患・自殺予防に関する体制の構築について明記する。

・宗教2世問題においては、信者及び保護者が一体となって行うこどもの福祉を害する行為、権利侵害、搾取、時に命を奪う蛮行等を要因として、複雑な親族間の問題、心の悩みを抱えているにも関わらず、保護者や家族、周囲の大人が全て信者のみで構成され、自らの悩み等を誰にも打ち明けられないでいる宗教2世が少なくなく、また、周囲の信者が自殺した際にも適切な心のケアを受けられることはほとんどないため、その実態について調査し、宗教2世の精神疾患・自殺予防に関する体制を構築するため。

- 1 3. 「こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備」に、こどもが学校を含め家庭外において自由にインターネットを利用できる権利の保障や、こどもが学校を含め家庭外において自由にインターネットを利用できる体制の構築について明記する。

・現行ではインターネットの利用の制限等に留まり、保護者の思想信条により自由にインターネットを利用できず、保護者や家族が属する宗教団体や、自らの悩み等に関する相談窓口や支援体制に関する情報にアクセスできないこどもが置き去りにされていることから、全てのこどもが自由にインターネットを利用できる体制を構築するため。

- 1 4. 「こども・若者の性犯罪・性暴力対策」に、宗教団体における、宗教2世への性的虐待（宗教の教義等を学ぶという名目で、こどもに対し性器や性向を見せる行為や、児童に対しその年齢に見合わない性的な資料・映像を見せる行為や、口頭で伝える行為や、こどもに対して自身の姓に関する経験を他者に開示することを強制する行為）、セクシャルハラスメント（こどもに対して自身の姓に関する経験を他者に開示することを求める行為）、性被害について実態調査し、宗教2世への性的虐待・セクシャルハラスメント、性被害の防止・支援に関する体制の構築について明記する。

・宗教団体、特に、信者のこどもを含め閉鎖的なコミュニティを形成する宗教団体の宗教2世は、信者及び保護者が一体となって行うこどもの福祉を害する行為、権利侵害、搾取、時に命を奪う蛮行等の一環として、宗教団体の信者の説法等を通して継続的に性的虐待を受けたり、宗教団体の信者が戒律を破った際の査問や、自身の性体験を告白させる儀式等の名目で、宗教団体の信者からセクシャルハラスメントを受けたりすることがあり、また、閉鎖的なコミュニティであるがゆえ、こどもの性被害に関して保護者を通して適切な窓口相談・通報がなされなかったり、こどもやその保護者が宗教団体の信者（主に幹部）に相談しても、こどもの訴えであることや、証拠・証人がいないこ

と等を事由に訴えを退けたりする実態があることから、その実態について調査し、宗教2世への性的虐待・セクシャルハラスメント、性被害の防止・支援に関する体制を構築するため。

15. 「こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組」に、宗教団体における、宗教2世を宗教活動等に従事させることへの実態を調査し、宗教団体における宗教2世の搾取を規制する制度の導入に向けた取り組みについて明記する。

・宗教2世問題においては、信者及び保護者が一体となって行うこどもの福祉を害する行為、権利侵害、搾取、時に命を奪う蛮行等の一環として、こどもを継続的に宗教活動等に従事させることがあり、一日数時間にわたって戸々に訪問して宗教団体の発行する書籍等を配布する布教活動に繰り返しこどもを参加させたり、宗教団体の施設の保守管理や清掃にこどもを参加させたりする等、外形的には児童労働とそん色がないにもかかわらず、こどもへの報酬が発生していないこと等を事由に法的規制から逃れることで、宗教団体が組織的にこどもを使役している実態があることから、その実態について調査し、宗教団体における宗教2世の搾取を規制する制度の導入に向けて取り組むため。

16. 「多様な声を施策に反映させる工夫」の「社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者」を「社会的養護の下で暮らすこども、社会的養護経験者、宗教二世」とする。

・30年以上国や社会から切り捨てられ、その声を封殺されてきた宗教2世の言葉や意見、思いや願いについて十分な配慮を行うとの方針を明記するため。

・「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに考えていく」と合わせるため。

17. 「こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援」に、こども・若者、子育て当事者に関わる者や組織が、宗教2世への相談・支援にあたる際、宗教団体からの妨害やスラップ訴訟等に対し、国が盤石な支援を提供し、必要に応じ、こども・若者、子育て当事者に関わる者や組織に代わって、国が宗教団体の妨害やスラップ訴訟等に直接対応する体制の構築について明記する。

・宗教2世問題においては、こども・若者、子育て当事者に関わる者や組織が、宗教団体からの妨害やスラップ訴訟等を恐れ、宗教2世への支援を躊躇う可能性があり、例えば、各地の児童相談所等や児童相談所等を設置する地方自治体においても、全国規模の宗教団体と対峙する体制も能力もないことから、国が盤石な支援を提供し、必要に応じ、国が宗教団体の妨害やスラップ訴訟等に直接対応する体制を構築するため。

18. 「おわりに」の「社会全体で支えていくことが」を「社会全体で支え守り抜いていくことが」にする。

・残念ながら我が国には、全てのこども・若者が自分らしく健やかに幸せに成長することを否定し、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」を真っ向から否定する価値観

を有し、信者及び保護者が一体となつて行ふこどもの福祉を害する行為、権利侵害、搾取、時に命を奪ふ蛮行を実行・推奨・隠ぺいする宗教団体が存在することから、そのような宗教団体から全てのこども・若者を守り抜く姿勢を明記するため。

19. 全体をとおして、「宗教団体」を「宗教団体等」、「宗教2世」を「宗教等2世」とすることを検討する。

・宗教でなくとも、保護者の特殊な思想信条、強力な政治信条、陰謀論に基づく考え方等のもとで生活することを強られるこどもも類似の苦しみを抱えていることから。

以上